平成２２年（フ）第９１００号
大阪市東淀川区下新庄２丁目４番10号　プロスペリテ205号
債務者　森川　絵美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０８２２号
東京都江東区東陽４丁目７―33―704
債務者　儀間穂乃美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原2813番地の３
債務者　永野　　香
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第７２３号
愛知県岡崎市稲熊町字森下13番地６
債務者　三浦　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４７号
静岡市清水区宍原78番地の１
債務者　望月　延一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８１号
静岡市駿河区手越原218番地の５
債務者　瀬川　登一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８５号
静岡県焼津市中里1125番地の２
債務者　藪崎　美希（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８７号
静岡市清水区袖師町632番地の５　ヴィラ薫風三番館202号、旧住所静岡市清水区梅ヶ谷255番地の１
債務者　望月　美穂（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９１号
静岡市清水区港南町８番５号
債務者　望月　秀子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９３号
静岡市葵区北安東１丁目８番20号　サンピュア北安東101号
債務者　清水　　聡
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１７号
静岡県磐田市豊岡6456番地６
債務者　大塚　博三
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第６３２号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目16番37号　富士見荘203
破産者　梅宮　　正
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４６号
埼玉県所沢市上新井３丁目52番地の６　ガーデンプレイス109、前住所北海道北広島市大曲中央１丁目12番地３　ノーブルレジダンス204号
破産者　赤塚　優紀（旧姓岡戸）
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３９５号
埼玉県志木市本町５丁目１番23―107号、旧住所埼玉県朝霞市三原３丁目26番１―312号
破産者　稲見　槙二
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２０号
さいたま市浦和区領家７丁目24番10号　グリーンハイツ105、旧住所さいたま市浦和区皇山町33番10号107
破産者　水田　攻治
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４２号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1332番地20　レストハイツ柳沢106、旧住所さいたま市岩槻区大字鹿室1131番地
破産者　橋本　佳朋
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
千葉県流山市西初石４丁目369番地の61
破産者　鈴木　辰也
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第２６５号
東京都足立区六町２丁目７番21号　アルカディア六町103号、開始決定時の住所長野県大町市常盤5846県営住宅42―29　佐藤ますゑ方
破産者　横山　忠久
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部